資料４

「包括的な支援体制の整備」と「重層的支援体制整備事業」について

―包括的な支援体制の整備－



―重層的支援体制整備事業－

２．事業の概要

包括的な支援体制の整備のため、３事業を一体実施

① 包括的相談支援事業

○ 介護、障害、子ども、生活困窮分野の各相談支援事業者が、相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し必要な支援を行うとともに、受け止めた相談のうち、単独の事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行う。

介護	地域包括支援センターの運営	子ども	利用者支援事業
障害	障害者相談支援事業	困窮	自立相談支援事業

② 地域づくり事業

○ 介護、障害、子ども、生活困窮の各法に基づく地域づくり事業を一体的に行うことで、地域住民が社会参加する機会を確保するための支援、地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備等を行う。

介護	一般介護予防事業、生活支援体制整備事業	子ども	地域子育て支援拠点事業
障害	地域活動支援センター事業	困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業

③ 多機関協働事業等

○ 包括的相談支援事業や地域づくり事業を含め、既存の制度や事業等を最大限活用してもなお十分に対応できなかった地域生活課題等に対し、これを解決するための手段として、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業を行う。

～参考～

厚生労働省が示している「包括的な支援体制の整備」のイメージ図

